

海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外交通・都市開発事業支援機構に関し、その設立、機関、財政上の措置等を定める。

## 施策の背景

- ・各国において、民間の資金とノウハウを活用する民間活用型のインフラ事業が増加。
- ・交通や都市開発のプロジェクトは、大きな初期投資、長期にわたる整備、運営段階の需要リスクという特性があるため、民間だけでは参入困難。

## 施策のねらい

- ・交通事業・都市開発事業の海外市場への我が国事業者の参入促進を図るため、国として、以下の支援を一体的に行う仕組みを創設。
  - ①我が国企業の主導による事業化を促進するため、我が国の知識・技術・経験を活用するプロジェクトに対し、資金供給を行う(出資等)。
  - ②長期間にわたる事業を的確に運営するため、事業参画を行う(人材の派遣、相手国との交渉等)。

## 法律の概要

### ○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の設立

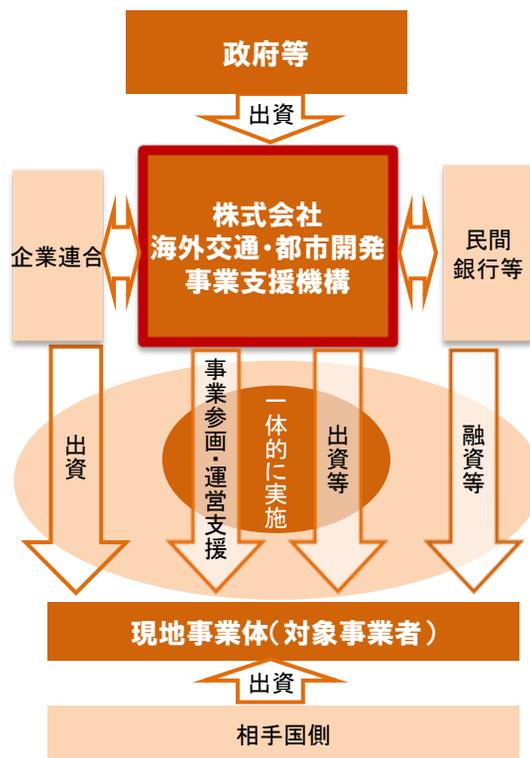
- ・機構は、国土交通大臣の認可により設立。
- ・政府は、常時、機構の株式総数の1/2以上を保有。

### ○機構の主な業務

- ・海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等(以下「対象事業者」という。)に対して、以下の支援を行う。
  - －対象事業者への出資(民間との共同出資)
  - －対象事業者等への役員・技術者等の人材派遣
  - －対象事業者等の事業に関する相手国側との交渉 等

### ○機構の管理

- ・株式会社として、会社法の定める企業統治制度を適用。
- ・加えて、国土交通大臣による以下の監督を実施。
  - －支援基準の策定
  - －支援決定の認可
  - －監督命令 等
- ・さらに、支援決定の認可等に際し関係大臣に協議。



## 効果

海外における交通事業・都市開発事業について、

- ①我が国事業者の当該市場への参入促進
- ②我が国事業者が事業運営に参画することによる関連日本製品の受注機会拡大
- ③インフラ整備が促進されることによるメーカー等現地進出企業の事業環境改善を通じて、我が国経済の持続的な成長に寄与。